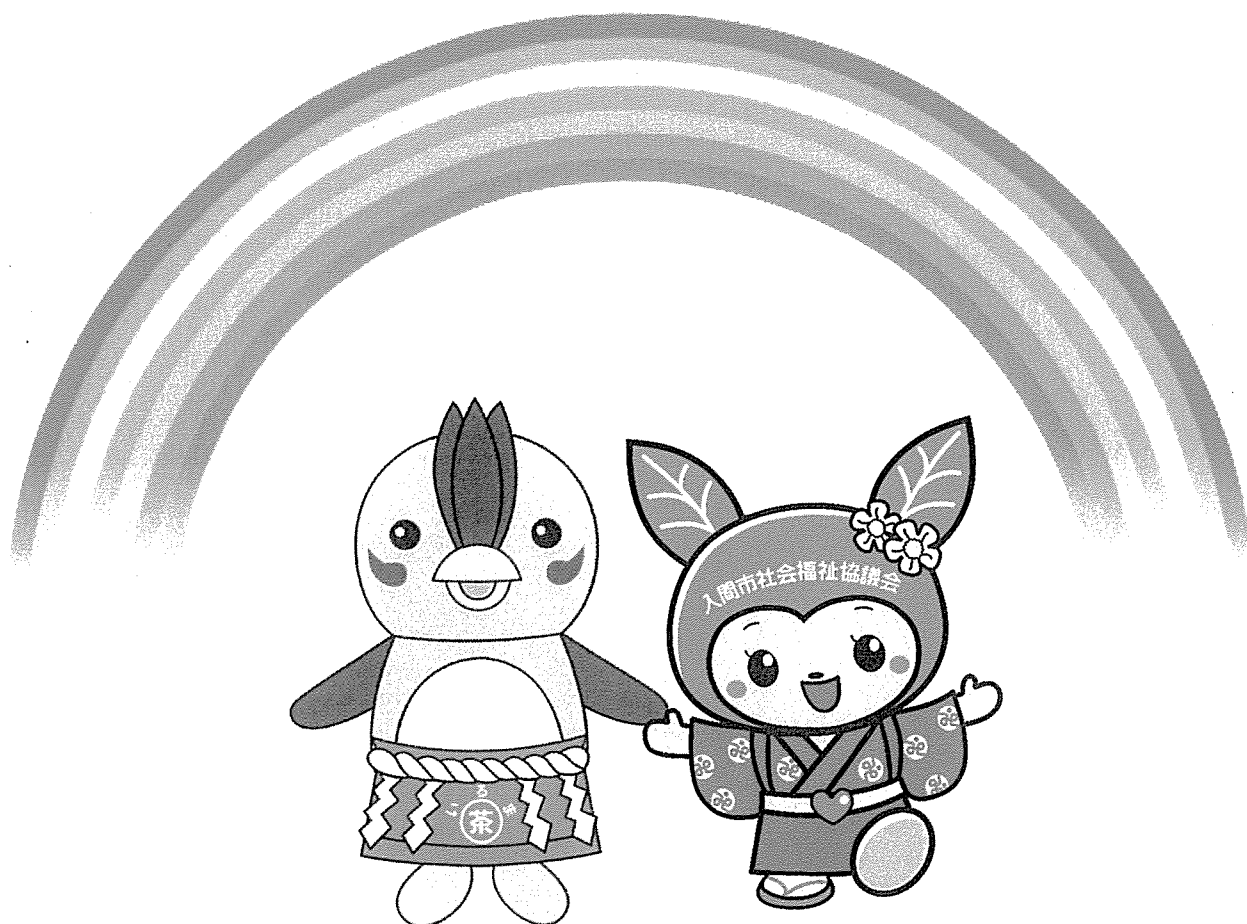


第4次入間市地域福祉計画・第3次入間市地域福祉活動計画
入間市再犯防止推進計画

元気な
第3次
いるま福祉プラン

令和6～10年度



入間市・入間市社会福祉協議会

目 次

第1編 第3次 元気な いるま福祉プラン

1 地域福祉とは	5
2 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」について	6
3 基本理念と基本目標	8
4 元気な いるま福祉プランと各計画との関係図	10
5 第3次 元気な いるま福祉プラン 基本体系図	11

第2編 第4次入間市地域福祉計画

1 計画の策定にあたって	14
2 計画の期間	16

第3編

I 相談支援

1 包括的相談支援体制の整備	19
(1) 断らない相談窓口体制の強化	19
(2) アウトリーチも含め、継続的につながる伴走支援	23
2 地域課題解決のための体制強化	24
(1) 地域福祉ネットワークの推進	24
3 権利擁護支援の体制整備	26
包括的相談支援体制と権利擁護支援	26
(1) 人権と本人意思の尊重	27
(2) 虐待防止対策の推進	28
(3) 権利擁護支援の理解促進と利用支援	29
(4) 権利擁護ネットワークの推進	31

II 地域づくり支援

1 市民同士の共助関係の構築	35
－地域福祉活動への参加促進と団体支援－	
(1) 見守り活動(横のつながり)	35
(2) 市民の相互援助活動の充実	36
(3) 地域の団体等への支援	37

Ⅲ 居場所づくり支援

1 社会へのつながりを回復する支援	39
(1) 地域での居場所づくりの充実	39
(2) 再犯防止の推進	41
2 多様性の尊重	42
(1) 多文化交流の推進	42
(2) LGBTsに関する理解促進	43
3 災害時の地域の体制整備	44
(1) 他団体と連携した防災対策の推進	44
(2) 避難行動要支援対策の強化	45

第 1 編

元気な

いるま福祉プラン

1 地域福祉とは

みなさんは「福祉」という言葉で何をイメージしますか？なんとなく、高齢者、障がい者、子育てに悩む人、生活困窮者、ケアラーなど、何かに困っている人たちが受けるサービスというイメージがあると思います。

でも、福祉は何かに困った人達だけが受けられるサービスのことではなく、みんなが安心して生活できるようにするためのものです。

「社会福祉」という言葉を聞いたことがある方もいらっしゃるでしょう。社会福祉は、個人や家庭に起こった困りごとを、「社会的な」サポートによって解決したり、負担を軽くしたりするためのいろいろな活動のことを表しています。とは言え、必ずしも社会福祉が全ての問題を解決できるものではありません。私たちが暮らす社会には孤立や引きこもり、虐待、DV、小さな困りごとや顕在化していない問題など、現在の社会福祉では対応できないようなものもあるからです。

ここに「地域」という言葉を加えて「地域福祉」にすると、地域で暮らすみんなが安心して生活できるようにすること、という意味になります。地域に隠れた小さな困りごと、地域に住むいろいろな人の目を通すことで見つけ出すことができます。また、地域で支え合い、助け合って解決できる場合もあります。地域福祉はそこに住む多くの人の協力によって初めて成り立つ福祉です。

「地域」という言葉が増えるだけで、福祉がより身近なものになったような印象を受けるのではないのでしょうか。地域福祉では、地域で暮らす一人ひとりが主役なのです。

第3次元気ないま福祉プランは、入間市(以下「市」という)が策定した行政計画である「地域福祉計画」と、入間市社会福祉協議会(以下「社協」という)が策定した民間計画である「地域福祉活動計画」が、車の両輪のように連動し「みとめあい 支え合い とともに生きるまちづくり」に取り組む計画です。

また、罪を犯した人が円滑に社会復帰できるよう支援し、誰一人として孤立することのない安全・安心なまちづくりを実現するため、再犯の防止等の推進に関する法律により、本計画において再犯防止に関する施策を取りまとめ、「入間市再犯防止推進計画」を地域福祉計画に包含し、これを推進しています。

2 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」について

地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定します。

「地域の助け合いによる福祉(地域福祉)」を推進するために、人と人とのつながりを基本として「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指す「理念」と「仕組み」をあらわしたものです。

社会福祉法(抄)

第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、社協が主体となって取りまとめた、地域住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者等が、協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

地域福祉活動計画策定指針（全国社会福祉協議会）

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼び掛けて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の醸成・配分活動等を組織だって行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。

新・社会福祉協議会基本要項（全国社会福祉協議会）

1 市区町村社会福祉協議会の事業

市区町村社会福祉協議会は、その機能を発揮して、地域の実情に即して次のような事業をすすめる。

- (1)福祉課題の把握、地域福祉活動計画の策定、提言、改善運動の実施
- (2)住民、当事者、社会福祉事業関係者等の組織化・支援
- (3)ボランティア活動の振興
- (4)福祉サービス等の企画・実施
- (5)総合的な相談・援助活動および情報提供活動の実施
- (6)福祉教育・啓発活動の実施
- (7)社会福祉の人材養成・研修事業の実施
- (8)地域福祉財源の確保および助成の実施

両計画の一体的策定

2つの計画は地域福祉を推進していくためのものであり、互いに連携し、補完・補強し合う関係にあることから、市と社協では、第4次入間市地域福祉計画と第3次入間市地域福祉活動計画を「第3次元気ないま福祉プラン」として一体的に策定することとしました。

3 基本理念と基本目標

基本理念

みとめあい 支え合い ともに生きるまちづくり

本格的な少子高齢化・人口減少社会に突入している我が国では、今後、単身世帯が一層増加していく見込みであるにもかかわらず、私たちの日常生活を見ると、困った時に地域の中で助け合うといったつながりは希薄になっています。

また、私たちの社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、例えば8050問題やヤングケアラーのような従来の制度・分野の枠の中には当てはまりにくい、複雑化・複合化した課題が顕在化しています。更に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、人と人との交流が減ったことをきっかけに、孤独感を抱える人びとの存在が浮き彫りとなりました。

このような課題がある一方で、世代を超えた「居場所」づくりや、デジタルを活用した交流等による「つながり」の創造、ライフスタイルや興味・関心等に応じて誰でも参画できる「支え合い」を促進するための取り組みが始まるなど「つながり・支え合い」の概念は拡がりをみせています。

生活に身近な場面で、誰もが支援につながり、助け合うことのできる地域共生社会の実現に向け、「みとめあい 支え合い ともに生きるまちづくり」を本計画の基本理念とします。

基本目標

- 誰ひとり取り残さない地域づくり(Ⅰ相談支援)
- 人と人がつながる優しい地域づくり(Ⅱ地域づくり支援)
- 誰もが安心できる居場所づくり(Ⅲ居場所づくり支援)

○誰ひとり取り残さない地域づくり(Ⅰ相談支援)

新型コロナウイルス感染症による人と人との関係性や「つながり」の急激な希薄化は、個人の価値観やライフスタイルの多様化と相まって、より一層深刻な社会問題となる可能性が危惧されています。

こうした中にあっても、地域住民や地域の多様な主体が世代や分野を超えてつながることで、誰ひとり取り残されることのない地域づくりを推進します。

○人と人がつながる優しい地域づくり(Ⅱ地域づくり支援)

人口減少や高齢化による担い手不足や、血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、制度ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係、更に地域の人と人、人と資源が世代や分野を超えて主体的につながること、地域住民一人ひとりが相互に思いやることのできる優しい地域づくりを推進します。

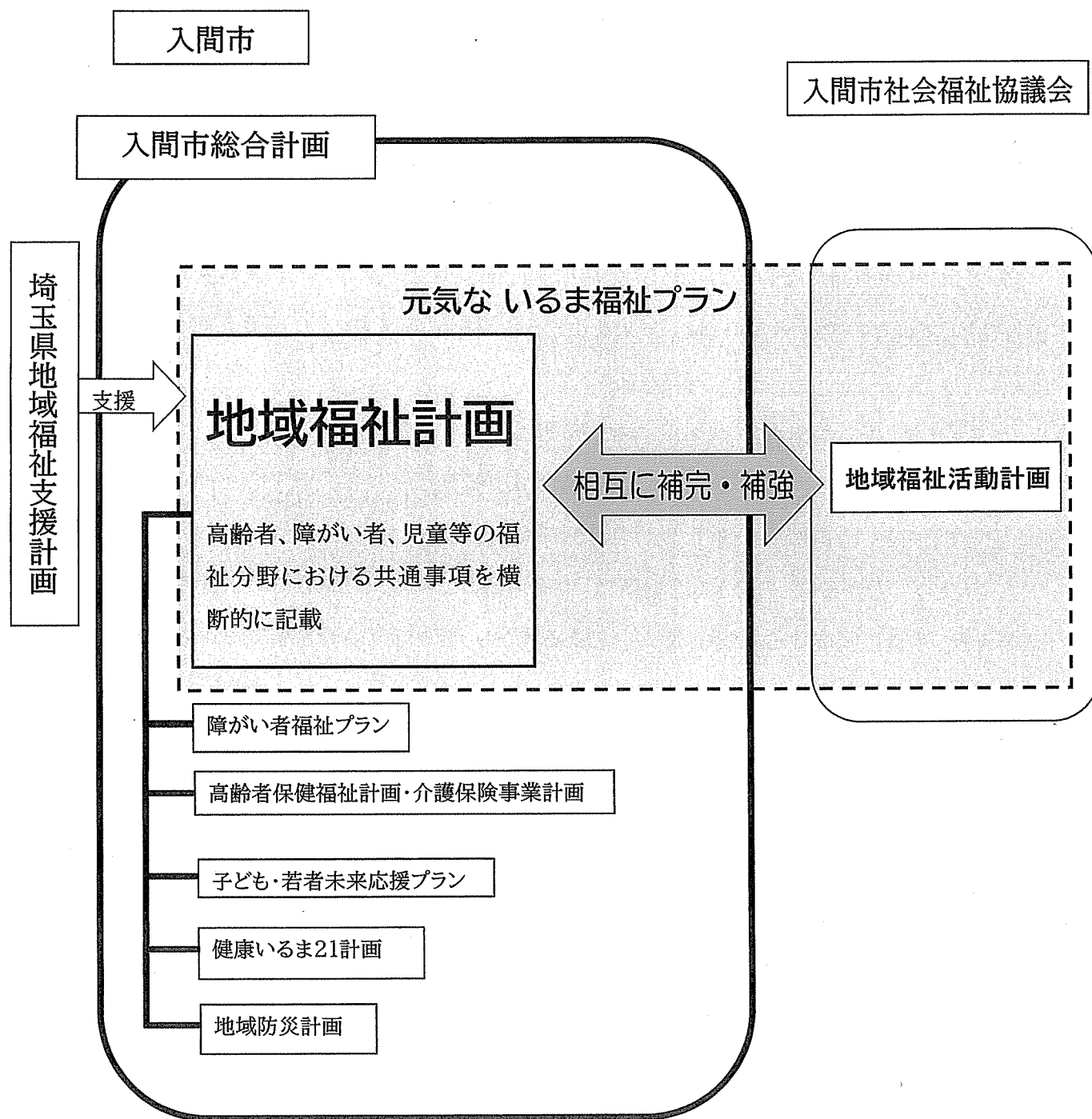
○誰もが安心できる居場所づくり(Ⅲ居場所づくり支援)

安心して出かけられ、受け入れられる「居場所」は、孤立せざるをえない当事者や家族が「自分はひとりではない」という安心感と、未来を生きる希望を生み出すために必要不可欠なものです。

- ・さまざまな人たちが出会い、未来につながる関係が生まれる
- ・この地域に住んでいてよかったという安心感が広がる
- ・困っているという声に耳を傾け、助け合う関係が始まる

人と人がつながることのできる居場所は、高齢者だけでなく、子どもたちや子育て中の人、若者世代、生活に困窮する人たち、障がいのある人たち、認知症の人たちなど、あらゆる世代における課題を解決するきっかけになっています。

4 元気な いるま福祉プランと各計画との関係図

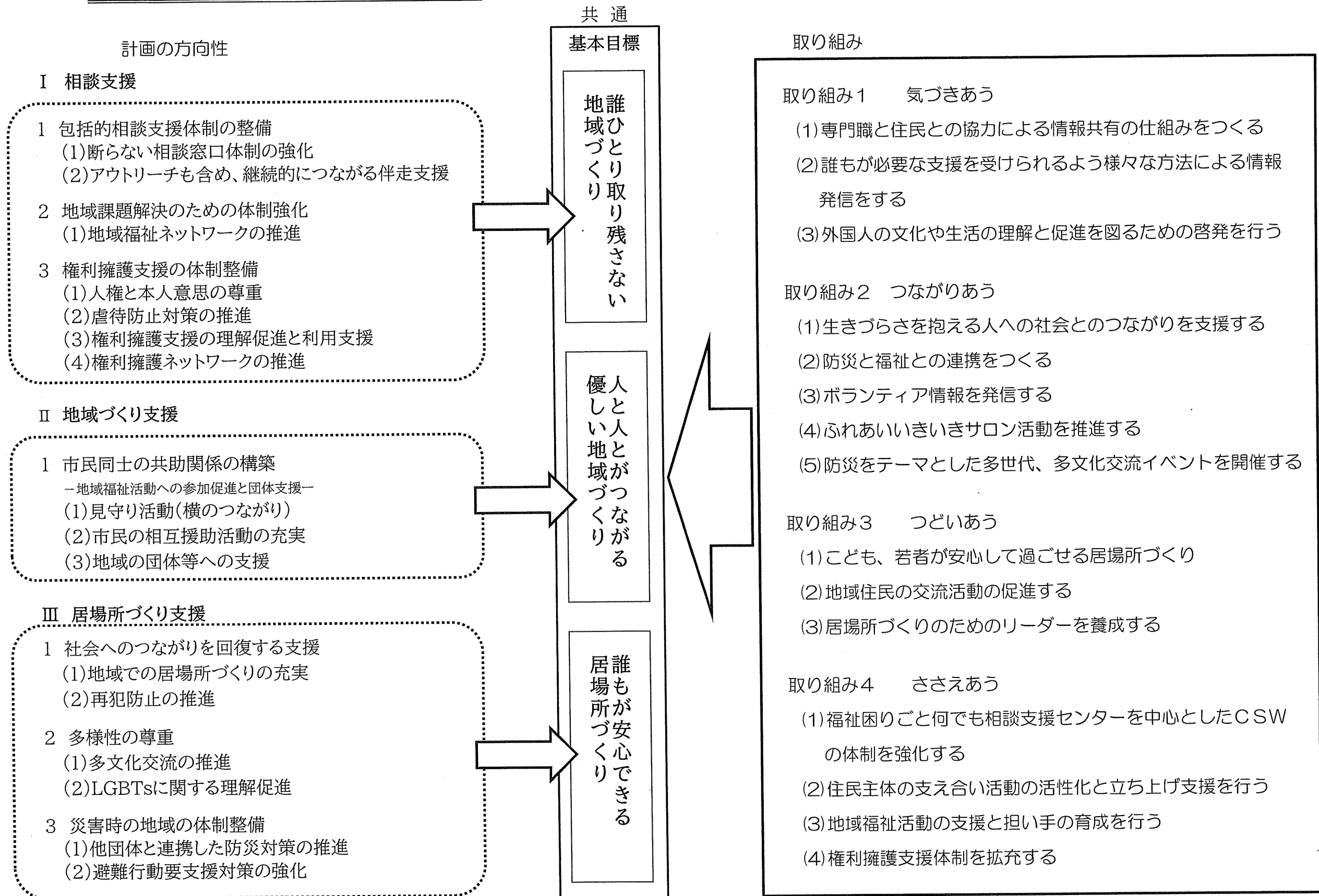


※地域福祉計画は再犯防止推進計画を包含しています。

基本理念 みとめあい 支え合い ともに生きるまちづくり

第4次入間市地域福祉計画

第3次入間市地域福祉活動計画



第 2 編

第4次

入間市地域福祉計画

1 計画の策定にあたって

計画の見直しと策定の背景

法律上の位置づけと、これまでの経緯

平成12年の社会福祉法の改正により、市町村に地域福祉計画の策定が努力義務化されました。平成16年3月に埼玉県が地域福祉支援計画を策定したことを受け、市では平成21年1月に、計画期間を5年間とする第1次地域福祉計画を策定しました。

平成26年3月に、市の地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画を一体的に策定し、以降は5年ごとに見直してまいりました。

計画の趣旨

かつて我が国には、地域の相互扶助や家族同士の助け合い等、地域・家庭・職場といった人びとの暮らしのさまざまな場面に支え合いの機能が存在していました。その後、時間の経過と共に少子高齢・人口減少が進み、単身世帯の増加や雇用環境の変化、ライフスタイルの多様化等を背景に、地域社会を取り巻く環境が大きく変わった結果、人びとのつながりや支え合いの機能が低下してしまいました。

このため、生活に著しい困難を抱えているにも関わらず誰にも相談ができないとか、適切な支援に結び付かないこと等により、子育てや介護をしている家庭の孤立、子どもの貧困、社会的弱者への虐待、ひきこもり、孤独死、自殺などの社会問題が増えています。

また、我が国の公的福祉サービスは、高齢者や障がい者、子どもといった対象者ごとに量的拡大と質的充実が図られてきましたが、対象者別・機能別のサービスでは、こうした複合化・複雑化した課題や、制度の狭間の課題への対応が困難なケースも現れています。例えば、介護と育児に同時に直面する(ダブルケア)世帯や、高齢の親と無職独身の子が同居している(8050)世帯など悩みや課題を抱えているにも関わらず既存の公的な福祉サービスでは対処しきれない世帯への対応などがこれに当たります。

今後、少子高齢化が更に進展し、市においても、計画期間中の令和7年にいわゆる団塊の世代が75歳以上になり、特に支援が必要な後期高齢者の増加が見込まれています。また、令和22年には団塊ジュニア世代が65歳以上となることが見込まれており、自分の希望する地域で安心して暮らせるよう、「他人ごと」になりがちな地域づくりを市民が「我

がこと」として主体的に取り組む、「地域共生社会」を作りあげていくことが求められています。

さらに、子どもをめぐる環境も複雑化しており、市では令和4年7月に「入間市ヤングケアラー支援条例」を制定しましたが、高齢者、障がい者、生活困窮等の分野の課題も複合的に有するケースもあり、重層的で包括的な支援体制の構築や、公的な支援や制度の狭間、サービスの隙間を埋める取り組みや活動が求められています。

一方、東日本大震災等の大災害を経験したことで、地域コミュニティを重視する意識が高まる等、人と人とのつながりや支え合いを通じて困りごとを抱えている世帯を発見し、互いに支え合える、日常からの顔の見える関係の大切さが再認識されています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、外出や地域での活動が制限され、従来のさまざまな活動が停滞し、社会的な孤立感が高まる等、社会とのつながりや人と会うことの大切さを意識するきっかけにもなりました。

このようなことから、今後の福祉は行政だけが施策を進めていくものではなく、住民が地域の課題や問題を我がことと考え、福祉サービスの利用者を含む住民や社会福祉法人、自治会やボランティア等の地域活動団体が、それぞれの強みを活かし、お互いに手を取り合って対処していくことが大切になっています。

こうした状況を踏まえ、全ての市民が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現に向け「第4次入間市地域福祉計画」を策定します。

2 計画の期間

本計画の期間は令和6から10年度までの5か年とします。

計画期間中においても、関連諸計画の改定、社会情勢の変化、制度の改正などが予想されるため、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。

計画名称 \ 年度	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
入間市総合計画		第6次				次期計画	
地域福祉計画	第3次		第4次				
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第2次		第3次				
埼玉県地域福祉支援計画	第6期		第7期			第8期	
障がい者福祉プラン	第5期		第6期			第7期	
高齢者保健福祉計画・介護 保険事業計画	現計画		現行計画			次期計画	
子ども・若者未来応援プラン	現行			次期計画			
健康いるま21計画	第3次		第4次				
地域防災計画			必要に応じ改定				

第 3 編

- I 相談支援
- II 地域づくり支援
- III 居場所づくり支援

I 相談支援



1 包括的相談支援体制の整備

取り組みの方向性

これまで市では地域で困りごとを抱える市民のために、各分野(高齢、障がい、困窮、子ども)の専門職が中心となり、連携して支援してきました。

これからは、支援や制度の狭間、サービスの狭間を埋める、これまでより包括的な相談支援体制の整備が求められています。

(1) 断らない相談窓口体制の強化 重層的支援体制※整備事業

ー総合相談支援室の充実ー

現状と課題

「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の取り組みを障がいや児童の分野で展開し、地域で課題を抱えるあらゆる市民を支援する体制を構築する必要があります。

令和4年4月に市役所内に、従来の生活困窮者自立相談支援窓口と市民相談窓口を一本化し、既存の相談はもとより、複雑化・複合化した課題に対して包括的に支援する「総合相談支援室」を開設しました。

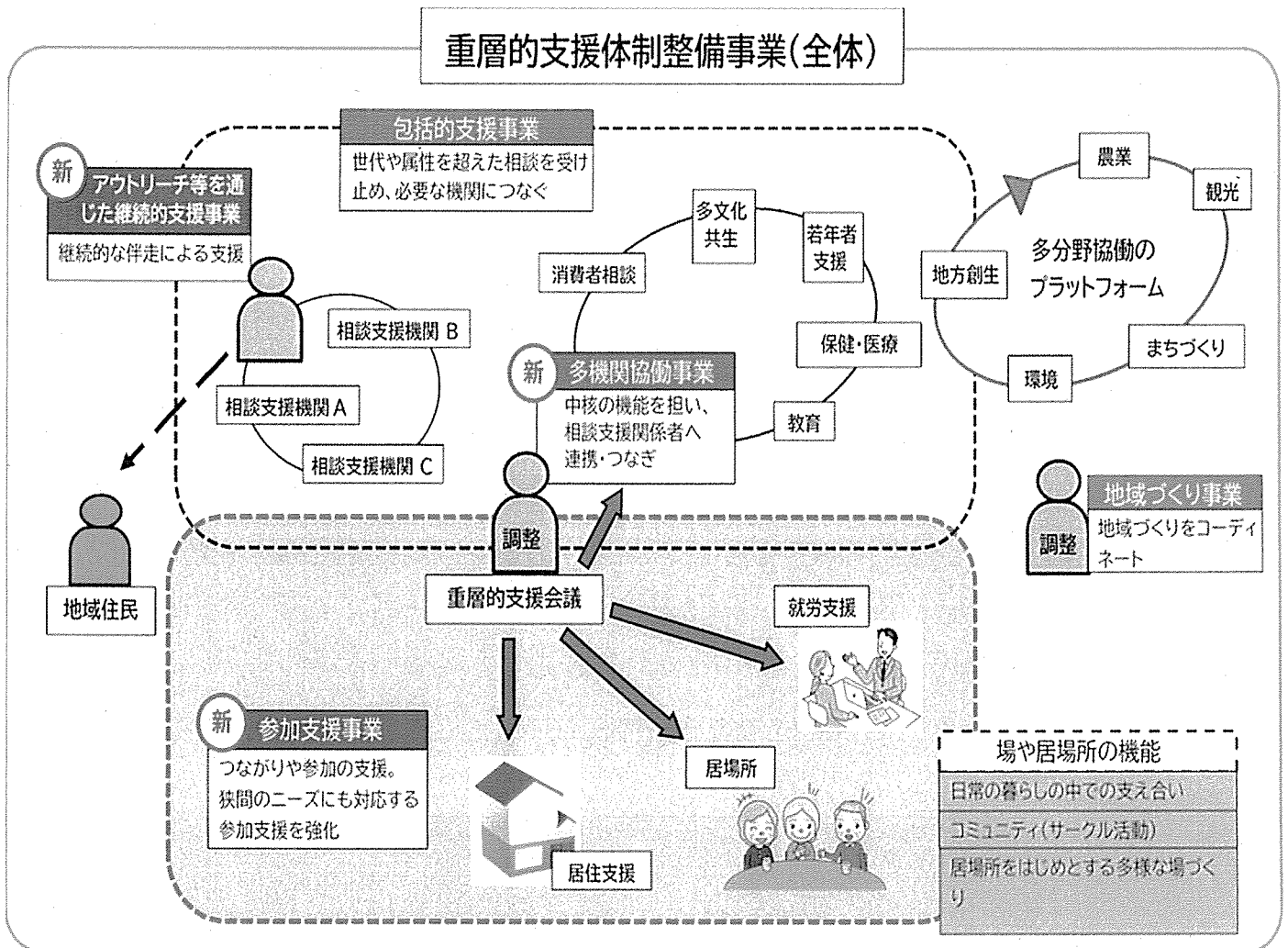
(参考) 令和4年度 総合相談支援室の相談件数 5,375 件

内訳件数

相 談 分 野	件 数
生活(住まい・収入等)	3,316 件
病気・障がい	515 件
高齢・介護	105 件
子ども	107 件
家庭(引きこもり・DV等)	324 件
暮らし(相続・離婚・近隣トラブル)	1,008 件

※重層的支援体制とは

介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような「くらしの困りごと」に対応するため、市全体で「分野を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、包括的な支援をする体制。



※参考資料:厚生労働省 HP

重点事業

ア 包括的相談支援体制の整備

地域課題をより身近な地域で早期に発見・対応するとともに、制度の狭間の問題や複数分野に関係する相談への対応力を高めるため、本庁舎には総合相談支援室を、地域の活動拠点として整備した地区センターには福祉総合相談窓口を設置しました。専門的な内容については、関係部署や専門機関と連携を図るなど、包括的な支援体制を構築し、連携体制

を強化してまいります。

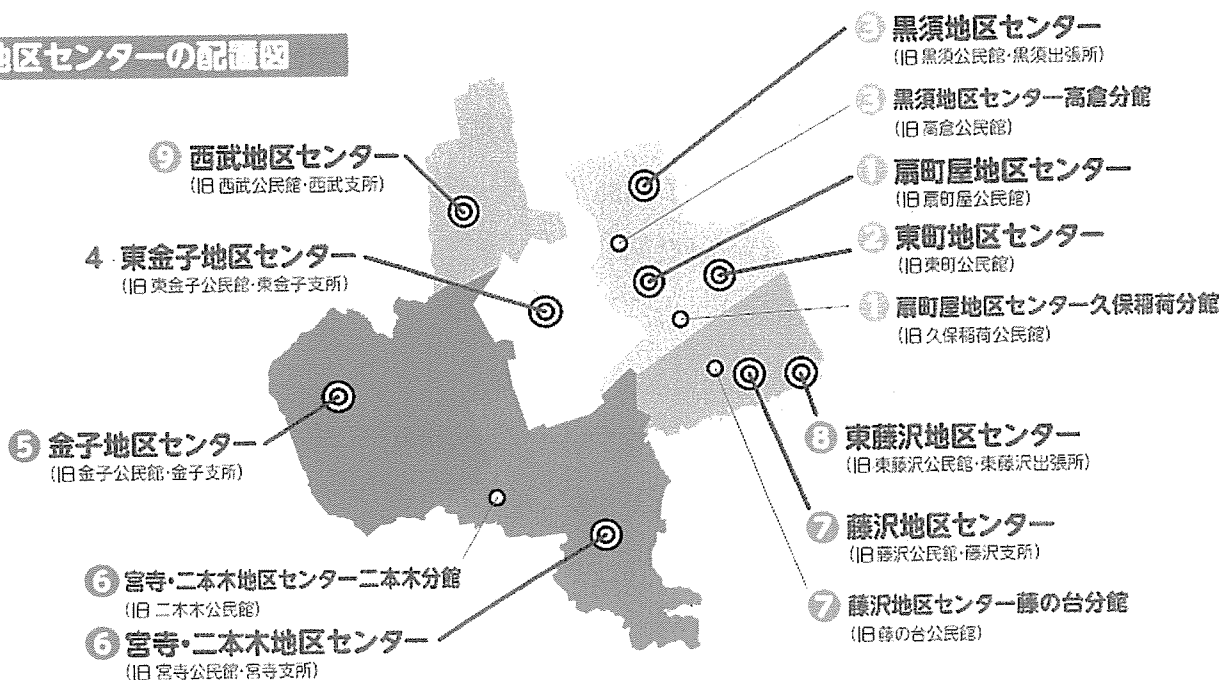
「総合相談支援室」と市内 9 カ所の「地区センター※」で相談を受け、専門的な内容については、関係部署・専門機関と連携を図るなど、包括的な支援体制を構築しています。

困難案件や専門的な内容については、市担当課とリモート画面で繋いで対応できる機能を整備しています。所管：総合相談支援室、地区センター

※地区センターとは

令和5年4月1日、地域住民の利便性向上や福祉の発展を目的に、「支所機能」「公民館機能」「自治振興支援機能」「防災拠点機能」「福祉総合相談窓口機能」「地域包括支援センター」の6つの機能を備えた9カ所の「地区センター」を開設しました。

▶ 地区センターの配置図



▶ 地区センターの基本対象区域

- ① 扇町屋地区センター …… 扇町屋、扇台、久保稲荷、豊岡、善蔵新田
- ② 東町地区センター …… 向陽台、東町
- ⑧ 黒須地区センター …… 河原町、宮前町、黒須、春日町、鍵山、高倉
- ④ 東金子地区センター …… 小谷田、新久、狭山ヶ原、牛沢町、森坂、上小谷田
- ⑤ 金子地区センター …… 木蓮寺、南峯、寺竹、金子中央、西三ツ木、三ツ木台、上谷ヶ貫、下谷ヶ貫、花ノ木、中神、根岸
- ⑥ 宮寺・二本木地区センター …… 宮寺、二本木、狭山台、駒形富士山、高根
- ⑦ 藤沢地区センター …… 上藤沢、下藤沢
- ⑧ 東藤沢地区センター …… 東藤沢
- ⑨ 西武地区センター …… 野田、仏子、新光

※機能によって対象区域が異なる場合があります。

イ スクールカウンセラーによる相談支援

臨床心理士資格を持つ中学校のスクールカウンセラーが心理や発達に関する専門的な相談に応じています。所管:教育センター

ウ ひきこもり支援の充実

8050(9060)問題も含む「ひきこもり」は、誰もがなりうることです。多くの人に我がこととして関心を持っていただくなど、社会問題であるという意識・風土の醸成を図るとともに、当事者の相談支援体制を整備します。所管:高齢者支援課、総合相談支援室、地域保健課

エ 子ども家庭総合支援拠点

安心して出産・子育てができるよう、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供、関係機関との調整などを行う総合相談窓口「子育て世代包括支援センター」を開設しています。

保健師が母子保健や育児に関する相談、母子サービスに関する情報を提供すると共に、電話相談や面談のほか、妊娠・出産に関する講座、乳幼児健診、赤ちゃん訪問などを行っています。所管:こども支援課

○子育て世代包括支援センター

・いるティーきっず とよおか(市役所C棟2階こども支援課内)

・いるティーきっず ふじさわ(健康福祉センター内)

(2) アウトリーチ※も含め、継続的につながる伴走支援

重層的支援体制整備事業

現状と課題

「地域との関わりがなく、自分から声を出せない人」「本人は困っていないが周囲から見ると高リスクの人、介入してほしい人」「身内がいない人」など、ニーズと支援がかみ合わないケースの存在が懸念されています。

近隣住民や関係機関等の速やかな気づきと、発見・顕在化したニーズを行政や関係機関につなぐ体制づくりが必要です。

重点事業

ア 地域福祉コーディネーターの配置

社協に設置している「福祉困りごとなんでも相談支援センター」で総合的な相談窓口(個別支援)の役割を担い、地域の生活課題を把握し、住民と共に課題解決を図っていくネットワーク活動のほか、支え合い活動の組織化支援(地域支援)を行います。所管:福祉総務課、社協

イ 障がい相談支援体制の充実

人間市障害者基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業所、サービス提供事業所、社協、医療関係者等と連携して、相談支援体制を強化します。

また、気軽に利用できるように利用促進に向けた広報活動を充実します。所管:障害者支援課

※アウトリーチとは ～ 支援につなげる働きかけ ～

必要な支援に繋がっていない人びとが生活上の課題に対処し、地域とのつながりの回復や社会参加を支援するためには、支援者や支援機関が訪問等を行い、支援やサービスにつなぐ働きかけが必要です。

こうした支援者や支援機関の側からの積極的な働きかけを「アウトリーチ」といいます。家庭関係の変化とともに、地域のつながりの希薄化等から、社会との孤独・孤立が問題視され、アウトリーチの重要性がますます高まっています。

2 地域課題解決のための体制強化

取り組みの方向性

困りごとを抱えている市民の中には、自発的に支援を求める人もいますが、その一方で、支援を受けずに可能な限り自分の力で状況の改善をめざす人や、支援を求めることや相談することに抵抗感を持つ人等がいます。こうした潜在化しやすい個別の生活課題や地域課題を把握し、解決に向けて支援する必要があります。

(1) 地域福祉ネットワークの推進 重層的支援体制整備事業

現状と課題

地域で孤立している高齢者、障がい者、困窮者に支援が届きにくいという問題があります。

何らかの支援を必要としている方々を対象に、自治会、民生委員・児童委員及びボランティア等多様な主体と連携しながら、隣近所での日常的な声掛け等の見守り活動を継続して実施することで、早期発見、早期対応を可能とする体制の構築が必要です。

重点事業

ア 地域内での福祉活動推進・新たな小地域ネットワーク※の検討

社協に地域福祉コーディネーターを配置し、地域住民の活動を支えています。住民の地域福祉活動を支援し、地域住民がお互いに支え合える地域づくりをめざします。

また、地域のニーズ把握を進めるとともに、個別課題・地域課題の解決に向けた関係機関との調整やケース会議等の連携を強化すると共に、地域に関わるさまざまな方（市民、企業、ボランティア、NPO法人等）に地域福祉の担い手として活動に参加・協力していただけるよう、時代に即した新たな地域の支え合いのしくみを検討していきます。

さらに、高齢者が自分の望んだ地域で安心して生活を継続していくことができるよう、高齢者サービス及び地域における多様な社会資源による支援体制を構築することを目的とした「地域ケア会議」等を強化していきます。所管：福祉総務課、社協

※小地域ネットワークとは

自治会等の小地域を基盤とし、そこに住む人の参加と協力により、同じ地域の中で援護が必要な方々の生活を見守り、支え合っていく隣人同士の助け合い活動です。

生活支援体制整備事業の協議体については、第一層、第二層に分類され、設置については次のとおりです。

第一層 市(社協)

第二層 豊岡東地域包括支援センター

豊岡西地域包括支援センター

豊岡北地域包括支援センター

東金子地区地域包括支援センター

金子地区地域包括支援センター

宮寺・二本木地区地域包括支援センター

藤沢地域包括支援センター

東藤沢地域包括支援センター

西武地区地域包括支援センター

※ 国が示している地域づくりに関する事業内容を、市の地域特性を踏まえた独自の事業として計画し、展開します。

3 権利擁護支援の体制整備

包括的相談支援体制と権利擁護支援

高齢、障がい、病気、生活困窮、ひきこもり、地域からの孤立等が原因で、自ら助けてほしいという声を上げることができない人がいます。抱える課題が多岐にわたることもあり、複数の支援機関や地域の関係者が連携して対応しなければなりません。このため、包括的相談支援体制の中で権利擁護支援を考えていく必要があります。

福祉の各分野の相談支援機関に加え、消費生活相談、住まいの相談、経済相談、法律相談、各種サービスの利用相談等を通じて、自ら財産の管理や処分を行うことが困難な方、サービスを利用することができない方、消費者被害や立ち退き請求等のトラブルに遭っている方、身近な方から財産を搾取されている方等、さまざまな権利侵害の存在が浮かび上がってきます。

生活する中で権利侵害や利益侵害を受けていることに気づいた時に、身近な相談機関に相談できる体制づくり、権利侵害を受けていることを発見した周囲の人が相談につなげることのできるような地域の見守り体制づくり、関係者や関係機関で連携して必要な支援につなげる地域の連携ネットワークづくりが重要です。そのため、権利擁護支援を基本目標に位置付け、包括的相談支援体制の整備とともに市の取り組みの方向性を本計画に示します。

取り組みの方向性

虐待等により、一人ひとりが持つべき権利や人権が脅かされる事例が後を絶ちません。これらの問題は、その多くが施設や家庭内で行われるため発見が難しく、また被害者自らが助けを求めることも大変難しいのが実情です。

市では、虐待を重大な人権侵害ととらえ、地域のみなさんの協力も得ながら、虐待されている高齢者や障がい者、子ども等の早期発見と迅速な問題解決に努めます。

また、市民が自分の望んだ地域で最期まで自分らしく安心して暮らし続けるためには、一人ひとりの自己選択、自己決定が尊重されなければなりません。たとえ心身の機能が低下することがあっても、一人ひとりの権利が守られ、かつ、本人の意思が尊重されたうえで支援されるしくみづくりを進めます。

さらに、成年後見制度が利用されるよう、制度の周知に加え、法人後見や市民後見人の育成・活用、関係機関・関係団体との連携を強化します。

(1) 人権と本人意思の尊重

現状と課題

虐待、いじめ、パートナー等による暴力、障がい者や外国人等への差別や偏見、性自認や性的指向への偏見、犯罪被害者やかつて刑罰を受けた方への偏見や嫌がらせ等の人権問題についての意識が不足しています。

また、高齢者、障がい者、子ども、外国人をはじめとするすべての人の人間性が尊重され、心身の機能が低下した場合にあっても、一人ひとりの権利が守られるよう、福祉制度の普及や活用も不十分です。

さらに、認知症の方や精神障がい者、知的障がい者等、権利擁護支援の必要な人を早期に発見するとともに、本人の意思を尊重した支援を行うため、意思決定支援への配慮が十分とは言えません。

主な課題は次のとおりです。

- ・ 差別解消や権利擁護の制度について、さまざまな機会や手段を通じて情報発信、情報提供を行う必要があります。
- ・ 権利擁護を必要とする人を早期に発見するとともに、本人の意思を尊重した上で、適切な支援につなげるしくみを整備する必要があります。
- ・ 支援を受け入れないといった権利擁護上の課題を抱える方には、本人の意思を尊重した支援が必要です。介入の判断に係る根拠や手続きを明確にし、市としての意思決定をするしくみづくりが求められています。

重点事業

ア 権利擁護を必要とする方への意思決定支援への配慮

認知症等により判断能力が低下している方が、自ら意思決定できる早期の段階で今後の生活の見通しを本人や家族、関係者と話し合い、意思決定に際し本人の意思を繰り返し確認する等の配慮をします。所管：高齢者支援課、障害者支援課、介護保険課

イ 障がい者への合理的配慮の推進

障がい者の気持ちに寄り添うボランティア団体を支援し、「心のバリアフリー」を推進していきます。所管：障害者支援課、地域保健課

(2) 虐待防止対策の推進

現状と課題

高齢者虐待防止対策、障害者虐待防止対策、児童虐待防止対策、DVの防止対策等、各分野での啓発や相談体制の充実を図ります。

主な課題は次のとおりです。

- ・ 高齢者、障がい者、子ども等への虐待を未然に防ぐための啓発や見守り活動とともに、早期発見・早期対応により、速やかな支援につなげるための総合相談支援室や福祉総合相談窓口（各地区センター）の周知を進めます。
- ・ 障害者虐待防止対策として、市職員研修等を通じて障がい者理解、合理的配慮などに係る理解を深め、共生社会の担い手となる職員の育成に取り組みます。
- ・ 虐待の防止、保護等を適切に実施するため、障害者支援課を中心とした連携協力体制の強化を図ります。
- ・ 通報への迅速な対応と継続的な支援に努めます。
- ・ DVの相談件数が増える中、一時保護施設への入所をためらう被害者の心理的ハードルを取り払う工夫が必要です。

重点事業

ア 高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待とは「高齢者」に対する「養護者」又は「養介護施設従事者等」による虐待行為であり、次の5種類に分類されます。

身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待

介護は、心身ともに大きな負担となりえます。その相談先として市内9カ所に地域包括支援センターを設置しています。所管：高齢者支援課

イ 障がい者虐待防止の推進

市では障害者基幹相談支援センターを設置し、相談支援の質の向上と相談支援ネットワーク構築の中核的な役割を担う等、権利擁護と虐待防止に関する取り組みを行っています。

また、地域にある各相談支援事業所では、地域で安心した生活を営むために必要な情報提供や福祉サービスの利用援助・専門機関の紹介・日常生活において困っていることなど、さまざまな相談に応じて支援します。所管：障害者支援課

ウ 児童虐待防止の推進

親が「しつけ」と思っている行為でも、現実には子どもの心や体が傷つく行為であれば、それは「虐待」です。親の立場よりも、子どもの立場で判断することが大切です。市では、子育ての悩みに関する相談をこども支援課「家庭児童相談室」でお受けしています。

また、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため「入間市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

関係機関・団体のネットワークを活かして、児童虐待防止等、子どもたちの支援に取り組んでいきます。所管：こども支援課

エ DV 防止の推進

DV対策庁内連絡会議を開催して関係各課の連携を図るとともに情報を共有し、ネットワークづくりを推進します。市ではDVの被害者の相談を受け付ける、男女共同参画推進センターを設置しています。所管：人権推進課

(3) 権利擁護支援の理解促進と利用支援

現状と課題

権利擁護に関する相談支援は市の所管課と入間市成年後見センター（社協）で実施しており、相談件数、利用者とも増加傾向にあります。特に成年後見制度への問い合わせや申立てに関する相談が増えています。

また、市では、申立人不在の場合の市長による申立てや、その場合の申立費用及び後見人等報酬の助成を行っています。

主な課題は次のとおりです。

- ・福祉サービス利用援助事業の活用や、成年後見制度への適切な移行を図るため、支援を必要とする方に届くような事業周知等が必要です。

- ・ 権利擁護支援が必要であるにも関わらず相談につながっていない事案が地域に潜在しているため、早期に発見していくことが重要です。
- ・ 障がいのある方の家族の多くは、「親なきあと」の生活について漠然とした不安を抱えています。自分の望んだ地域で生活続けるための備えができるよう支援する必要があります。
- ・ 市長申立てでない場合で、後に後見人等報酬の支払いが困難になった場合の助成制度の在り方を検討する必要があります。

重点事業

ア 成年後見利用支援

広く制度を周知し、専門的判断のもとで支援できるしくみを構築していきます。

また、成年後見制度を学べる環境を整え、理解促進に努めます。所管：福祉総務課、入間市成年後見センター(社協)

イ 福祉サービス利用援助事業の利用促進

「あんしんサポートねっと」は、物忘れなどのある高齢者や知的障がい・精神障がいのある方が安心した生活を送れるよう、定期的に訪問して福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをするサービスです。

成年後見制度に至る前の段階として、日常生活を安全安心に過ごすために本人と契約し支援します。利用状況に応じて成年後見制度の利用に移行が必要な場合は、本人の意思を尊重しながら適切に支援します。所管：入間市成年後見センター(社協)

ウ 権利擁護に関する理解促進事業

関係機関との共同による講演会や相談会をはじめ、地域に出向いて権利擁護に関する事業説明会や講座等を実施します。また、元気なうちから将来に備えて考えるきっかけとするための「人生会議ノート(入間市版エンディングノート)」や成年後見制度を身近に感じてもらえるような手引き等を活用し、日々の生活や人生において、自らの意思により、選択・決定ができるよう支援の充実を図ります。所管：高齢者支援課、介護保険課、入間市成年後見センター(社協)

(4) 権利擁護ネットワークの推進

現状と課題

認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度等の権利擁護支援を必要とする人が増加しています。その中には、支援が必要なのに自ら助けてほしいという声を上げることができない方もいます。更に、抱える悩みや課題が多岐にわたる場合もあります。

地域住民がこうした方々の存在に気づき、早い段階で支援につなげるために、さまざまな関係機関と地域の連携が必要です。

また、支援につながった後も、本人や支援者を関係機関や地域住民がフォローしていく体制を整備する必要があります。

主な課題は次のとおりです。

- ・ 本人の意思決定を支援していくために、関係団体等が連携し、チームで支援をしていくためのしくみづくりが必要です。
- ・ 権利擁護人材となる市民後見人を養成し、適切な支援につなげることが必要です。
- ・ 成年後見制度等利用開始後の被後見人及び後見人等への相談・支援の充実が求められています。

重点事業

ア 権利擁護ネットワークに関する協議体の整備

身近な地域で関係者が連携して支援を必要としている方を適切な制度につなげ、一人ひとりにふさわしい成年後見人等とのマッチングを行える体制の整備に向け、検討を進めます。所管：福祉総務課、入間市成年後見センター（社協）

イ 法人後見事業

住民同士の「互助」の良さを生かす市民後見人の強化とともに、被後見人の状態を踏まえ、多職種による視点で適切な候補者が検討できるしくみづくりに取り組みます。所管：福祉総務課、入間市成年後見センター（社協）

ウ 権利擁護人材の育成

地域全体で権利擁護支援の体制を充実させるため、市民後見人の育成を進めるとともに、市民後見人の後見活動をバックアップする体制を強化します。所管：福祉総務課、入間市成年後見センター（社協）

権利擁護支援とは

誰もが当然に、一人ひとりがかけがえのない人として、自分の望む場所で暮らし続ける権利を持っています。でも、そこで暮らす多様な人びとの中には「助けて欲しいという声を上げられない人」「自分の力だけで必要な支援につながる事が難しい人」「自分で判断することが難しい人」など、手助けを必要とする方もたくさんいます。

それぞれが個々の課題を抱える中にあっても、誰ひとり取り残されることなく、自己選択や自己決定が尊重され、地域の中でその人らしく暮らし続けられるように支援することを「権利擁護支援」といいます。

地域福祉を推進していくため、権利擁護支援を必要とする人びとの存在にいち早く気づき、地域住民と多機関が連携しながら支援できるしくみの構築をめざします。

成年後見制度推進機関の取り組み

成年後見制度は介護保険制度創設と同時にスタートした、判断能力に不安がある方のための権利擁護支援の一つです。

自己選択や自己決定が尊重され、権利擁護支援を必要とする市民が適切な支援を受けられるよう、体制の整備を進めます。また、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の運用、改善に取り組めます。

安心して暮らすための権利擁護支援のしくみ

1 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がい等によって物ごとを判断する能力が十分でない方の権利を守る援助者を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度です。

判断能力があるうちに公証役場での契約で決めるしくみ「任意後見制度」と、判断能力が十分でなくなってから家庭裁判所の審判を経て後見人等を選任するしくみ「法定後見制度」があります。

2 福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」

地域で暮らす中で、福祉サービスを利用したいけれど書類の確認や手続きに不安がある方、生活費の払い出しや福祉サービス、公共料金の支払い等に自信がない方等を対象に、本人と入間市成年後見センター(社協)との契約に基づき支援する事業です。

Ⅱ 地域づくり支援



1 市民同士の共助関係の構築

ー 地域福祉活動への参加促進と団体支援 ー

取組の方向性

地域での居住期間・状況に関わらず、積極的に地域活動に参加する人がいる一方で、プライバシーや他人からの干渉を気にする人もいます。日頃から地域での支え合いや助け合いの必要性を広めておくことが大切です。

見守り活動の充実や住民同士の助け合い体制づくり、関連団体等の支援を実施します。

(1) 見守り活動(横のつながり) 重層的支援体制整備事業

現状と課題

民生委員・児童委員協議会、区・自治会による活動などを通じた見守りや声かけの取り組みがあります。こうした活動を継続し、発展させていく必要があります。

また、8050(9060)問題も含めたひきこもりや、生活困窮などの問題を誰にも相談できずに抱え込み、事態の深刻化を招くケースもあります。

こうした問題を未然に防ぐカギは、早期発見早期支援です。市民に対して、相談や通報などを早い段階で行うように周知するとともに、警察・消防などの関係機関と連携した迅速な対応、支援を図っていく必要があります。

重点事業

ア 「見守り事業」に係る地域活動支援の充実

ー 民間企業の力を借りる「見守り協力協定」の推進 ー

配達や訪問事業、24時間の店舗営業などを行う民間企業と協定を結び、日常業務の中で「新聞がたまっている」「電気メーターの動き方がゆっくりしている」など、住人の異変に気付いた際、市、警察、消防に連絡していただく、見守り協力の体制を推進していきます。

また、見守りを行う企業間のネットワークづくりも進め、「支え合いサポート事業」の運営を支援するなど、横の連携も強化していきます。所管：高齢者支援課

(2) 市民の相互援助活動の充実 重層的支援体制整備事業

現状と課題

市では、福祉圏域単位で「近隣助け合い活動」と「地域ささえあい組織」があります。構成団体は、各地区区長会・民児協・健康推進クラブ(老人クラブ)・ボランティア団体等です。

【入間市近隣助け合い活動推進協議会】

福祉圏域単位で以下9団体があります。

- 豊岡第一地区近隣助け合い活動推進会
- 豊岡第二地区近隣助け合い活動推進会
- 黒須・高倉地区近隣助け合い活動推進会
- 東金子地区近隣助け合い活動推進会
- 金子地区近隣助け合い活動推進会
- 宮寺・二本木地区近隣助け合い活動推進会
- 藤沢地区近隣助け合い活動推進会
- 東藤沢地区近隣助け合い活動推進会
- 西武地区近隣助け合い活動推進会

【地域ささえあい組織】

福祉圏域単位で6カ所

- | | |
|---------|-----------------|
| ○東藤沢地区 | ささえあい東藤沢 |
| ○豊岡第二地区 | 豊岡第二地区元気にする会 |
| ○西武地区 | ささえあい西武「おげんきかい」 |
| ○豊岡第一地区 | 豊一助け合い |
| ○藤沢第一地区 | ふじさわサポート |
| ○金子地区 | ささえあい金子 |

自治会等单位で4カ所

- | | |
|---------|---------------------|
| ○藤沢地区内 | グリーンヒルお助け隊(管理組合内活動) |
| ○東金子地区内 | ささえあい入間台(自治会内活動) |
| ○藤沢地区内 | ささえーるプルミエール(自治会内活動) |

○西武地区内 プランヴェール入間武蔵野自治会「おたすけ会」

活動内容は、家事援助・買い物代行・ゴミの整理運搬、草刈等の支援です。

重点事業

ア 「地域ささえあい組織」がない地区の設立のためバックアップを行います。所管：社協

イ 「地域ささえあい組織」の団体間の情報交換を実施します。所管：社協

(3) 地域の団体等への支援(令和5年4月現在) 重層的支援体制整備事業

現状と課題

同じ地域に住んで相談に応じ、援助すると共に、公的支援に繋げていく民生委員・児童委員が、福祉圏域ごとに存在しています。

また、地域活動の中心を担っている区・自治会が119団体あります。豊岡、東金子、金子、宮寺・二本木、藤沢、西武の6地区の区長会があり、各区・自治会はそれぞれの地区区長会に構成されており、地区センターを拠点に活動しています。これらの団体には事業活動助成等を通じて支援しています。

主な課題は次のとおりです。

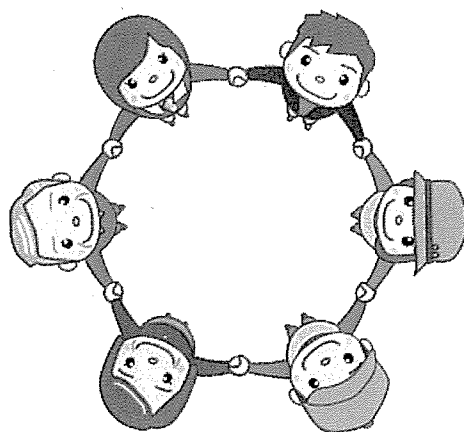
- ・ 地域団体等は地域福祉の重要な役割を担っていますが、住民の高齢化や、一人世帯の増加、地域活動に対する意識変化などにより、加入率の減少や担い手不足が深刻な問題となっています。

重点事業

ア 地域での共助関係の構築のため、地域でのイベントや行事・学校・地区センター活動への積極的な住民参加を推進します。

イ 自治会加入の必要性を説き、加入率の向上に努めます。所管：地域振興課

Ⅲ 居場所づくり支援



1 社会へのつながりを回復する支援

(1) 地域での居場所づくりの充実 重層的支援体制整備事業

取り組みの方向性

私たちの日々の暮らしの中で、不安や孤独が問題化しています。家族構成が3世代の家庭が珍しくなり、どの世代を見渡しても、一人世帯が増加しています。

少子高齢化に伴う人口減少の中で、虐待や孤立死などに象徴される地域コミュニティの問題は、地域のあり方とその形成・維持・回復へ向けた施策に新たな展開を求められ、特に地域福祉の観点からさまざまな取り組みを見直していく必要に迫られています。地域に住む全ての世代の人びとが自由に参加でき、主体的に関わることで、そこでの触れ合いが、共助のきっかけになると考えます。

居場所づくりは、市民の主体的な活動の中から生まれて初めて意味を持ち、継続できるものです。

重点事業

ア 子どもの居場所「笑顔の広場」

小中学生が地域の方達と過ごすことのできる「笑顔の広場」が入間市内に12カ所あります。

学習支援を通じて地域の方と交流し、子どもたちが楽しく過ごせる場所で、学習以外の観点で交流し、子どもたちの状況にあった活動をしています。

「一人で勉強が進まない」「誰かが近くにいてほしい」「家に帰っても誰もいない。さみしい思いをしたくない」といった子どもたちに、地域の大人や友達と一緒に過ごす楽しい時間を提供し、新たな子どもの居場所として、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来に向けて生き抜く力を育むことを目的としています。所管：社協

イ 「こども食堂」と「いるま学習支援の会」

「こども食堂」は、市民団体やNPO法人が低額又は無料で食事を提供する、地域の人をつなぎ多世代交流の拠点となることを目指した取り組みです。

「こども食堂」と名がついていますが、ほとんどの「こども食堂」が全ての世代を対象にしています。市内20カ所に展開しています。

平成30年に「こども食堂ネットワークいるま」が発足しました。食堂運営者、ボランティア、市民、団体、企業などの関係者をつなぎ、安定的な運営を目指すこども食堂の連合体です。

「いるま学習支援の会」は(こども☆チャレンジひろば)という名称で、元教員や予備校講師、大学生が先生となり、宿題や家庭学習を支援しています。子どもに寄り添い、学びの楽しさを実感できるような居場所作りを目指し、市内5カ所で実施しています。所管:社協

ウ 住まいに困窮する方に係る施策(地域生活の基礎となる住まいの確保)

希望する地域で安心して暮らせるよう、住まいに困窮している方のニーズに対応するため、民間事業者と連携して住まいの確保を推進します。

具体的な取り組みの一例として、「埼玉県住まい安心支援ネットワーク※」を活用し、住まいの確保に配慮を要する高齢者等の民間賃貸住宅への入居を支援しています。所管:都市計画課

※埼玉県住まい安心支援ネットワーク

「埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度」で登録された、高齢者、障がい者、外国人、子育て世代、被災者、失業者、生活保護受給者、低所得者などの住まい探しにご協力いただける不動産仲介業者です。

(2) 再犯防止の推進

入間市再犯防止推進計画

罪を犯した人への円滑な社会復帰の促進が、再犯防止において重要であることに鑑み、国は平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行、翌年12月に再犯防止推進計画を策定しました。この法律では「地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」ことや、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務が示されています。

ア 自立した生活のための支援

更生保護活動を行う保護司会や更生保護女性会の活動を支援します。

7月の「社会を明るくする運動※強調月間」「再犯防止啓発月間」で行う啓発活動等を通じ、再犯防止に対する市民の理解促進を図ります。

※社会を明るくする運動

全ての国民が犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない、安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

イ 児童虐待防止の推進

非行・犯罪要因の一つとして、幼少期に受けた虐待体験との関係性が指摘されていることから、周知啓発を通じて、児童虐待防止の推進を図ります。

ウ 福祉総合相談窓口の充実

総合相談支援室では、相談先が分からない悩みや困りごとをお聞きし、寄り添って原因を究明し、必要に応じて関係機関と連携し、課題解決に向けた支援をします。

また、地区センターの福祉総合相談窓口では、福祉を中心とした困りごとだけでなく、誰に相談したらよいかわからないことなどをお聞きし、解決に向けて伴走する身近な相談窓口を目指します。

エ 生活困窮者自立支援事業の推進

複合的な課題を抱える人の相談に幅広く応じ、就労・住まいの支援を含めた包括的かつ継続的な支援を通じた地域づくり、地域に不足する社会資源の開拓等に取り組み、自立支援策の強化を図ります。

2 多様性の尊重

取り組みの方向性

地域には様々な人が生活をしています。年齢、性別、国籍等について、一人ひとりの個性が尊重され、自分らしく暮らすことができる地域づくりを進める上で、外国人やLGBTs等、多様な生き方を理解する必要があります。

多様性が調和するまちづくりに向けて、協力団体との連携と、LGBTsをはじめとする多様な背景を持つ人への配慮や理解促進に取り組めます。

(1) 多文化共生の推進 重層的支援体制整備事業

現状と課題

本市に暮らす多様な外国人住民の支援として、生活相談を受ける外国人相談窓口を開設しています(英語・スペイン語・中国語)。

福祉部等の一部窓口においては、音声翻訳機を配置している他、やさしい日本語の活用を推進しています。

また、市内には国際化の推進や国際交流、姉妹・友好都市交流を実施する、入間市国際交流協会があり、市内に暮らす外国人の生活サポートや交流会等を実施しています。

主な課題は次のとおりです。

- ・ 外国人と日本人がお互いの文化の理解を深め、共に生活していくためのサポートが必要です。

重点事業

ア 外国人相談窓口の継続・推進と、庁内各課及び関係団体との連携強化を進める他、それに係る諸問題を庁内各担当課、関係団体の間で共有する体制の強化を進めます。

所管:地域振興課、総合相談支援室。

(2) LGBTsに関する理解促進

現状と課題

入間市男女共同参画推進センターでは性的マイノリティ(性的少数者)に関する悩み事相談を受け付けています。

また、市では令和3年度より、性的少数者(LGBTQ 等)間のパートナーを家族に近い関係として扱うなどパートナーシップが尊重され、生活上の困難等が少しでも軽減されるよう支援することを目的として「入間市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を導入しました。パートナーシップの関係にある方が、宣誓書を市長に対して提出し、市は宣誓受領書及び受領カードを交付しています。

主な課題は次のとおりです。

- ・ LGBTsへの理解促進のため、計画的に施策を推進します。

重点事業

ア LGBTs相談事業の推進、住民への理解促進

入間市男女共同参画推進センターにおいてLGBTsに関する相談や居場所づくりの支援を継続して行う他、住民の性的マイノリティについての啓発・理解について引き続き情報を発信していきます。所管：人権推進課

3 災害時の地域の体制整備

取り組みの方向性

大規模な自然災害が発生した際、速やかに避難することが難しい高齢者や障がい者、在住外国人等(以下「要配慮者」という)の安全確保が大きな課題となっています。災害発生直後の速やかな避難やその後の避難生活には、公助だけでなく、地域内での自助・共助が欠かせません。

また、避難後の被災者については、心身のケアが必要な状態も多くみられることから、多角的な視点で市民の安全確保に向けた体制整備に取り組めます。

(1) 他団体と連携した防災対策の推進

現状と課題

市では、大規模な災害が発生した場合に、災害応急対策や復旧活動が迅速に実施できるよう、自治体、関係機関、民間企業各社等と協定を締結しています。

協定は医療・救助関係、応急・復旧対策関係、情報伝達関係、相互応援関係、被災者援助関係、避難所関係、物資供給関係、輸送関係、ライフライン関係に大別できます。

また、福祉避難所(高齢者や障がい者など一般の避難所では対応が難しい方のための、特別な配慮がなされた避難所)として、公共施設を指定するとともに、民間施設等と協定を締結しています。

主な課題は次のとおりです。

- ・ 他施設・他団体等との災害時協定について、協定締結後も、協定内容の点検や、有事に向けた訓練等が必要です。

重点事業

ア 災害時を想定した平時の各機関との連携強化

市では、災害時における協定を多数の法人・団体と締結しています。協定締結後も適宜協定内容を点検すると共に、有事に備えて各機関との協力関係を継続します。所管:危機管理課、高齢者支援課、障害者支援課

(2) 避難行動要支援対策の強化

現状と課題

要配慮者のうち、特に自身の力で避難行動をすることが困難な方（身体障害者手帳 1・2級、要介護度3以上等の条件あり）を避難行動要支援者と定め、本人同意のもと「避難行動要支援者名簿」を区・自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社協へ提供しています。年1回名簿を更新し、災害時等に活用する体制を構築しています。

また、防災行政無線の戸別受信機等を、特別養護老人ホーム等の施設に貸出しています。

主な課題は次のとおりです。

- ・ 災害発生等の緊急事態に備え、避難行動要支援者名簿の平常時・非常時での利活用を推進する必要があります。
- ・ 避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成の推進が必要です。
- ・ 地域の中学生等のボランティアとの協働

重点事業

ア 要配慮者及び避難行動要支援者への、避難行動要支援者名簿による援護体制づくり

区・自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社協、災害時には警察署・消防署へも提供し、平常時の見守り活動や、地域の中学生等のボランティアと共に、非常時の援護活動等に取り組んでまいります。所管：危機管理課

イ 個別避難計画の作成並びに現況把握など

避難行動要支援者ごとに避難する場所や避難方法、避難支援者等の情報を記載した個別避難計画の作成を進めます。また、避難行動要支援者の現況把握に向けた取り組みを推進します。所管：危機管理課

